

中東知的財産ニュースレター Vol. 10 (2017年2月)

<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>不正商品に関する新法</p> <p>2016年12月19日、アラブ首長国連邦 (UAE) は、連邦法第19号により、反不正商品法を改正しました。</p> <p>同法は、粗悪品、欠陥品、模倣品の輸出入、再輸出、製造、販売、提供、販売を目的とした所有、保管、貸付、宣伝、取引などの不正商品取引を取り締まる法律です。押収された模倣品は、他の市場に再輸出されないよう廃棄処分されます。</p> <p>また同法により、税関の検査官は、店主に帳簿や請求書の提示を求める権限が与えられます。また、同法は、不正商品取引撲滅委員会の設置にも言及しています。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> 反不正商品法の改正については、2014年3月に連邦国民評議会 (FNC) の審議を通過した後、動きがありませんでしたが、ついに成立しました。この改正法では、フリーゾーン内も模倣品取締りの対象となることが明文化されています。本改正法は、その施行規則が未成立であるため、まだ施行されていません。施行までには数ヶ月以上かかる見通しです。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>特許登録数の増加</p> <p>2016年1月から10月までの期間において、185件に特許が付与されました。</p> <p>経済大臣は、UAEの技術革新を促進する環境整備の取り組みにおいて、知財制度の開発と制作者／発明者の権利の保護は非常に重要であると述べています。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> 2015年のUAEへの特許登録数は177件でした。特許登録数が着実に増加しており、UAEの特許審査が進みつつあることが窺えます。UAE経済省は2016年10月に韓国特許庁(KIPO)と新たなMoUを締結し、両者は協力して、UAEに特許登録国際センター(ICPR)を設立することとなりました。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>アブダビ税関による商標登録制度</p> <p>ドバイ、シャールジャ、アジュマン、ラス・アル・ハイマに続き、</p>

	<p>アラブ首長国連邦政府も 2016 年より税関での登録制度を開始しました。</p> <p>登録申請のため、商標権者は、商標登録証明や公証委任状などの書類を提出する必要があります。税関での登録は、商標の効力が続く限り有効であり、更新も可能です。</p>
イラン	<p>必要書類の変更</p> <p>イラン商標局は、今月以降、新規商標登録出願および異議申立てには、出願人／異議申立人の正式な登記簿謄本の提出が必要となる旨、発表しました。正式な登記簿謄本は申請日から 60 日以内の提出が必要ですが、申請の際にもコピーを提出しなければなりません。登録更新には、公証登記簿抄本が必要となります。</p>
クウェート	<p>新著作権法</p> <p>クウェートは、著作権および隣接権に関する 2016 年法第 22 号を発効しました。</p> <p>この新法は、クウェート国民、クウェート永住権保持者、特定の加盟国に属する外国人に適用されます。</p> <p>同法により、クウェートで、以下を含む著作作品の無断使用から作者が保護されることとなります：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出版 ・複製 ・公共放送または再放送 ・広告 ・翻訳 ・改作 ・借用 ・コンピューター、インターネット、情報網、通信網あるいは他の方法で、作品の公共利用を可能にする行為 <p>クウェートの知的財産権にとって大きな前進と言えるこの新法では、パフォーマンス・アーティストの経済的な権利も認められ、作者およびその後継者の生涯独占権も保証されています。</p>
クウェート	<p>商標登録更新と履歴事項証明の発行に関する変更</p> <p>クウェート商標局は、近々、商標登録更新と履歴事項に関し、個別の証明書が発行されるようになることを発表しました。これまでは、</p>

	<p>元の商標登録証明書に変更事項や更新日を裏書するという手続きが取られていました。</p>
トルコ	<p>新知的財産法の導入と公的手数料の値上げ</p> <p>トルコは、工業所有権の保護に関する法律第 6769 号の採択を発表しました。同法は、特許および実用新案に関する法令、登録商標に関する法令、意匠権および地理的表示に関する法令に取って代わる法律となります。</p> <p>新知財法により、異議申立てに関する新たな基準が設けられました。商標権者が、異議申立人の 5 年以上の商標不使用を訴え、異議申立人が使用の事実を裏付ける証拠を提供できない場合、異議申立ては棄却されます。</p> <p>この新法は、2016 年 12 月 22 日に通過し、2017 年 1 月 10 日に発効されました。</p> <p>新法の制定に伴い、トルコは、商標および工業デザインの登録更新料、特許および実用新案の年金、欧州特許 (EP) 審査費用、調査費など公的手数料を大幅に値上げしました。新料金は 2017 年 1 月 1 日から有効です。</p>
ヨルダン	<p>ヨルダン PCT に加入</p> <p>ヨルダン閣僚会議は、ヨルダンの特許協力条約 (PCT) への加入を承認しました。</p> <p>今後、中東での特許出願人は、国際出願を行うことによって、ヨルダンで直接出願手続きを行わなくても、特許の保護範囲をヨルダンにも適用することが可能となります。</p> <p>ヨルダンの PCT への加入は、国内外の出願人の費用軽減に繋がるため、ヨルダンでの特許出願数の増加も見込まれます。</p>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 10 (2017年2月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae

كلايد اند كو
CLYDE&CO

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。